

調 査 の 概 要

住宅・土地統計調査は、総務省統計局が昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、令和5年調査は住宅統計調査から数えて16回目にあたる。

1 調査の目的

我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠法令

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）
- (2) 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）

3 調査の時期

令和5年10月1日現在

4 調査系統

総務大臣—都道府県知事—区市町村長—指導員—調査員等※—調査世帯

※「調査員等」の「等」は、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者を指す。

5 調査の方法

(1) 調査区の抽出

令和2年国勢調査の全国の調査区から、約20万調査区を抽出した。

東京都では、約1万6900調査区を抽出した。

(2) 調査住戸・世帯の選定

全国では、約20万調査区から住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約340万住戸・世帯）を対象とした。

東京都では、約1万6900調査区の中から、約29万住戸・世帯を対象とした。

(3) 調査票の配布、回答及び提出

調査は、都道府県知事等が任命した調査員等が調査対象となった世帯を訪問して調査票を配布し、調査世帯がインターネットで回答する方法、記入した調査票を後日調査員等に提出する方法、郵送により提出する方法により行った。

世帯に配布する調査票は、甲・乙の2種類で、調査単位区ごとに甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。調査票乙対象調査単位区は抽出した約20万調査区から系統的に抽出した約3万調査区、約50万住戸・世帯

とした。

調査票乙は、調査票甲の調査事項に現住居以外の住宅・土地の所有について等が加わった調査票である。

調査員等は、調査票甲・乙を世帯から収集したほか、建物調査票を作成した。

各調査票は、総務省統計局の以下のホームページで閲覧することができる。

「令和5年住宅・土地統計調査 調査の概要」ページ内「調査事項」
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyougai.html#1>

6 調査事項

(1) 世帯に配布する調査票甲及び乙により、次に掲げる事項を調査した。

ア 世帯に関する事項

世帯主又は世帯の代表者の氏名、構成、同居世帯に関する事項、年間収入

イ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

従業上の地位、通勤時間、子の住んでいる場所、現住居に入居した時期、前住居に関する事項

ウ 住宅に関する事項

居住室の数及び広さ、所有関係に関する事項、現住居の名義、家賃又は間代等に関する事項、構造、床面積、建築時期、設備に関する事項、建て替え等に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項、耐震に関する事項

エ 現住居の敷地に関する事項

敷地の所有関係に関する事項、所有地の名義、敷地面積、取得方法・取得時期等

オ 現住居以外の住宅に関する事項

所有関係に関する事項、利用に関する事項、所在地、建て方、取得方法、建築時期、居住世帯のない期間

カ 現住居以外の土地に関する事項

所有関係に関する事項、利用に関する事項、所在地、面積に関する事項、取得方法、取得時期

(2) 調査員等が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

ア 住宅に関する事項

世帯の存しない住宅の種別、種類

イ 建物に関する事項

建て方、世帯の存しない建物の構造、腐朽・破損の有無、建物全体の階数、敷地に接している道路の幅員、建物内総住宅数、設備に関する事項、住宅以外で人が居住する建物の種類